

## 騒音規制法に関する特定施設・特定建設作業の届出一覧

●**特定施設**（法第2条第1項の政令で定める施設、政令別表第1）・**騒音発生施設**（県条例第2条第11号の規則で定める施設、県規則別表第4）  
 指定地域内において、次の表の特定施設又は騒音発生施設を有する工場・事業場は、法で定める特定工場等又は県条例で定める騒音特定工場等となり、その所在地が滝沢市の場合、市長に届け出てください。

NO	施設の名称		規模等		法	県条例
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW（キロワット）以上のもの		○	
		ロ 製管機械	すべてのもの		○	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの		○	
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。		○	
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN（キロニュートン）以上のもの		○	
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの		○	
		ト 鍛造機	すべてのもの		○	
		チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの		○	
		リ プラスト	タンプラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。		○	
		ヌ タンブラー	すべてのもの		○	
		ル 切断機	といしを用いるものに限る。		○	
2	金属加工用の施盤（ベルト駆動式のもの）		すべてのもの			○
3	空気圧縮機（環境大臣が指定するものを除く。）及び送風機		原動機の定格出力が	7.5kW以上のもの	○	
				3.75kW以上7.5kW未満のもの		○
4	土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの		○	
5	織機		原動機を用いるものに限る。		○	
6	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が	0.45m <sup>3</sup> （立方メートル）以上のもの	○	
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg（キログラム）以上のもの	0.45m <sup>3</sup> 未満のもの		○
7	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの		○	
8	木材加工機械	イ ドラムパーカー	すべてのもの		○	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	○	
				2.25kW未満のもの		○
		ハ 碎木機	すべてのもの		○	
		ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が	15kW以上のもの	○	
			木工用のものにあつては原動機の定格出力が	7.5kW以上15kW未満のもの		○
		ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	○	
			木工用のものにあつては原動機の定格出力が	1.5kW以上2.25kW未満のもの		○
		ヘ かなな盤	原動機の定格出力が	15kW以上のもの	○	
				2.25kW以上のもの		○
		1.5kW以上2.25kW未満のもの		○		
9	抄紙機		すべてのもの		○	
10	印刷機械		原動機を用いるものに限る。		○	
11	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの		○	
12	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。		○	
13	冷凍機		原動機の定格出力が3.75kW以上のもの			○
14	冷却塔		原動機の定格出力が0.75kW以上のもの			○
15	バーナー		燃料の消費能力が1時間当たり50ℓ（リットル）以上のもの			○

●**特定建設作業**（法第2条第3項の政令で定める作業、政令別表第2）  
 指定地域内において行う次の表の特定建設作業については、その作業地が滝沢市の場合、市長に届け出てください。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わる場合は届出の必要はありません。

NO	作業の種類		法	県条例
1	くい打ち機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）		○	
2	びょう打機を使用する作業		○	
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m（メートル）を超えない作業に限る。）		○	
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）		○	
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）		○	
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業		○	
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業		○	
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業		○	